

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (2) 地方銀行の代表者
- (3) 有識者
- (4) 市町村長の代表者
- (5) その他知事が必要と認める者

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、委員の交代又は増員による場合は、他の委員の残任期と同じとする。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 第3条第1項に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出

席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(戦略検討委員会)

第5条 県経済の持続的な成長に向けて、産業振興計画において必要な戦略等を検討するため、委員会に戦略検討委員会を設置することができる。

2 戦略検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 県経済に関する識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。

4 戦略検討委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、戦略検討委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 戦略検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集される戦略検討委員会の会議については、知事が招集することができる。

8 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される戦略検討委員会の会議は、知事が関係者に出席その他の協力を求めることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産業部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
- (3) 商工業、観光に関する実務に識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱又は任命の日から、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、部会員の交代又は増員による場合は、他の部会員の残任期と同じとする。

4 専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により定める。

- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。
- 8 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。
- 9 専門部会の事務局は、当該分野を所管する部の主管課に置く。

(地域アクションプランフォローアップ会議)

第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

- 2 フォローアップ会議の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 橋原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

- 3 各フォローアップ会議の委員（以下「会議委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 市町村長
 - (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
 - (3) その他知事が必要と認める者
- 4 会議委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、会議委員の交代又は増員による場合は、他の会議委員の残任期と同じとする。
- 5 フォローアップ会議に座長1名及び副座長1名を置き、会議委員の互選により定める。

- 6 副座長は、座長を助け、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。
- 8 第3項に定める会議委員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該会議委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める会議委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。
- 9 フォローアップ会議の事務局は、対象地域に設置する産業振興推進地域本部に置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部産業政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。